



攻めの“紀州林業”推進プロジェクト

紀州材攻めの販路開拓支援事業

【申請ガイド】

和歌山県

1. 事業の目的

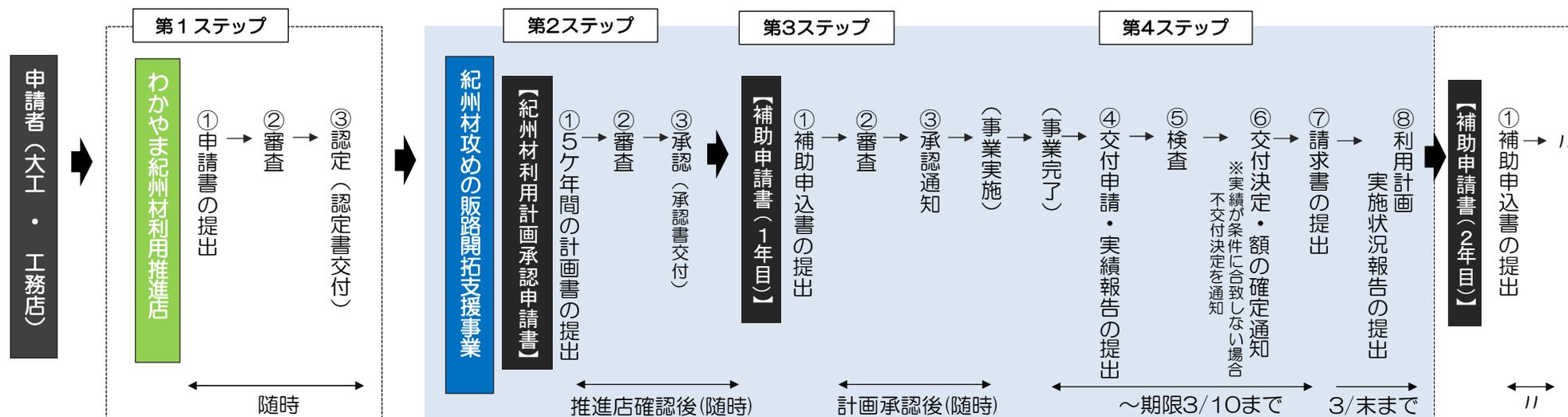
■紀州材の新たな販路開拓！

和歌山県では、本格的な利用期を迎え、素材の生産量が増加している紀州材のさらなる販路拡大が必要となっています。

そこで、本事業は、都市部などの和歌山県外において、紀州材の新たな販路を開拓するため、紀州材を取り扱う工務店等の取組みを支援するものです。



2. 事業の流れ



3. 事業のポイント

■補助の主な条件は？

- ①「わかやま紀州材利用推進店」の登録を受けている者
- ②5年間の「紀州材利用計画」を策定し承認されている者
- ③紀州材の新規分の使用材積が、1棟あたり5 m³以上であり、建築棟数が年間5棟以上であること。
- ④紀州材の使用材積を「紀州材利用計画書」にある過去3年間の平均使用材積より、25 m³以上増加させること。
- ⑤自社HP等で紀州材のPRを行うこと。
- ⑥内覧会を1回以上開催すること。
- ⑦建築現場で、紀州材のPRを懸垂幕等を用いて行うこと。

■補助金額は？

- 上限額は100万円
- 申請は年1回のみ
- 一棟ごとの上限額は、紀州材の新規分の使用材積に応じ算定

紀州材の新規分の使用量	補助金の上限額
5 m ³ 以上～10 m ³ 未満	60,000円
10 m ³ 以上～15 m ³ 未満	130,000円
15 m ³ 以上	200,000円

(1棟あたり)

★補助申請は、最初に申請した年度を含め、3年度分（3回）を上限とします。

なお、申請回数が3回未満であっても、本事業が終了した年度の申請をもって申請回数の上限とします。

第1ステップ

1. わかやま紀州材利用推進店への登録

■利用推進店とは？

紀州材の利用に積極的に取り組む県外の工務店等を、和歌山県知事が「わかやま紀州材利用推進店」として登録認定し、その活動を応援する登録制度です。

2. 登録のメリット

■登録すると和歌山県から次の支援が得られます！

【補助金】

工務店等への支援制度「紀州材攻めの販路開拓支援事業」を活用することができます。

【PR】

和歌山県庁HPに登録者名を掲載します。

別記第5号様式（第6関係）

登録番号 第 _____ 号



わかやま紀州材利用推進店 登録証

登録事業者名称 _____

所在地又は住所 _____

上記事業者を「わかやま紀州材利用推進店」として登録します。

年 月 日

和歌山県知事 仁坂吉伸 印

第1ステップ

3. 登録の要件

■登録のためには、次の要件全てを満たす必要があります。

- ①和歌山県外に本社を有すること。
- ②建築基準法、建設業法、建築士法及びその他の法令に基づき営業し、必要な許認可等を取得していること。
- ③紀州材を使用した建築の推進に、積極的に取り組む意思があること。
- ④紀州材証明者(和歌山県内の製材所)と紀州材利用協定を締結し、紀州材の利用拡大を図ること。
- ⑤暴力団員でなく、暴力団と密接な関係を有するものではないこと。
- ⑥公序良俗に反する者ではないこと。
- ⑦政党その他の政治団体ではないこと。
- ⑧宗教上の組織又は団地ではないこと。

4. ポイント

■工務店等と製材所とで、紀州材の継続的な取引に関する利用協定を締結してください。

別記第4号様式(第3関係)

紀州材利用協定書

(建築事業者)(以下「甲」という。)と、(紀州材証明者)(以下「乙」という。)とは、紀州材の継続的な取引に関する協定を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲と乙が協力し、和歌山県の林業・木材産業の活性化を図るため、紀州材の利用拡大と普及推進を目的とする。

(実施内容)

第2条 甲と乙は、第1条の目的を達成するため、相互に協力し情報及び意見交換に努め、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 建築における紀州材の積極的な利用
- (2) 紀州材の安定的な供給
- (3) 紀州材の普及に繋がる啓発活動

(その他)

第3条 この協定に定めるもののほか、この協定の履行に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

年 月 日

甲 住所
氏名(法人名称及び代表者名又は氏名) 印
(建築事業者)

乙 住所
氏名(法人名称及び代表者名又は氏名) 印
(紀州材証明者)

第1ステップ

5. 登録申請に必要な書類

■登録に必要な書類は、次の6点です。

- ①登録申請書（第1号様式）
- ②誓約書（第2号様式）
- ③役員名簿（第3号様式）
- ④紀州材利用協定書の写し（第4号様式）
- ⑤建設業法に基づく建設業許可証の写し
- ⑥会社等の概要資料（パンフレット等）

6. 補足

■紀州材とは？

和歌山県内の森林で生産され、和歌山県内で製材加工された木材及び木材加工品で、紀州材認証システム実施要綱(平成22年制定)により認証されるものです。

■紀州材認証システム実施要綱

紀州材であることの証明について必要な事項を定めたものです。詳しくは、和歌山県庁林業振興課HPをご参照ください。



別記第1号様式（第3関係）

わかやま紀州材利用推進店登録申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

（申請者）
所在地又は住所
事業者名（法人名及び代表者名又は氏名）

紀州材の利用拡大と普及に積極的に取り組みたく、わかやま紀州材利用推進店として登録を受けたいので、わかやま紀州材利用推進店登録制度実施要領第3に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

法人・個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人
事業者名 (法人名及び代表者名又は氏名)	(フリガナ)
業種	
木造住宅建築実績	建築 () 棟 ※前年度の実績棟数
所在地又は住所	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
HPアドレス	
事務担当者名	役職 氏名
建設業許可番号	
その他PR	

※ 建設業法の許可を受けていることを確認することができる書類を添付すること。
※ 申請者の概要がわかる概要資料（総会資料、パンフレット等）を添付すること。

第2ステップ

1. 紀州材利用計画の提出

■紀州材利用計画とは？

これまでの紀州材の利用実績（有・無）や、今後の利用目標等を「紀州材利用計画」として和歌山県知事に提出してください。

■知事の承認とは？

「紀州材利用計画」の内容は、県で審査し、内容が適切であれば和歌山県知事が承認します。

〔補助申請の要件〕

補助申請には、「紀州材利用計画」の知事承認が必須条件となっています。

2. 申請に必要な書類

■登録に必要な書類は、次の3点です。

- ①紀州材利用計画承認申請書（第1号様式）
- ②紀州材利用計画書（第2号様式）
- ③わかやま紀州材利用推進店登録証（写）

別記第1号様式(第4関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

紀州材攻めの販路開拓支援事業「紀州材利用計画」承認申請書

年度から紀州材攻めの販路開拓支援事業を実施したいので、紀州材攻めの販路開拓支援事業補助金交付要綱第4の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

（関係書類）

1. 紀州材利用計画書
2. わかやま紀州材利用推進店認定書（写）

第2ステップ

3. 紀州材利用計画の記入方法

■利用実績について

- ・直近3年間分の実績を項目に沿って記入してください。
- ・平均値を記載する欄は、縦軸、横軸の項目に沿って、記載してください。
- ・年度とは、4月から翌年3月までの12ヶ月間です。
- ・材積の単位は、整数とし、小数点以下は切り捨ててください。

■利用計画について

- ・5年間分の計画を項目に沿って記載してください。
(他は上記と同様)
- ・計画値は、予定や目標値等を記載ください。

4. 紀州材利用計画の実施状況報告

■実施状況の報告は必要ですか？

利用計画の各年度の実施状況について、毎年3月末に次の様式にて県まで報告してください。

- ①紀州材利用計画実施状況報告書 (第10号様式)
- ②紀州材利用計画年度別報告書 (第11号様式)

別記第2号様式(第4関係)

紀州材利用計画書

1. 紀州材の利用実績 (直近3年間分の実績)

実績	年度	年度	年度	計	平均
建築棟数 (棟)					
(内) 紀州材 (棟)					
木材使用材積 (m3)					
(内) 紀州材 (m3)					
平均木材使用材積 (m3)					
(内) 紀州材 (m3)					

※年度とは、4月から3月までの期間

※(内) 紀州材欄には、紀州材を使用した棟数及び使用材積を記載

※平均木材使用材積 (m3) 欄には、1棟あたりの木材使用材積を記載

2. 紀州材の利用計画 (5年間分の計画)

計画	年度	年度	年度	年度	年度	計
建築棟数 (棟)						
(内) 紀州材 (棟)						
木材使用材積 (m3)						
(内) 紀州材 (m3)						
平均木材使用材積 (m3)						
(内) 紀州材 (m3)						

計画	平均
建築棟数 (棟)	
(内) 紀州材 (棟)	
木材使用材積 (?)	
(内) 紀州材 (m3)	

第3ステップ

1. 補助対象の考え方

■紀州材の使用量とは？

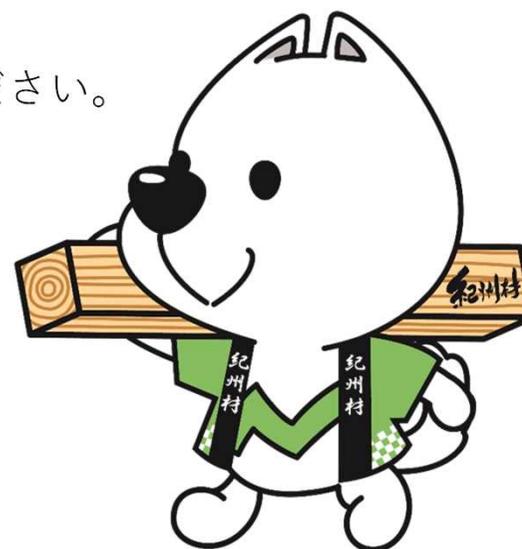
- ・補助対象の考え方は（別紙：補助対象の考え方）を参照。

■紀州材のPR

- ・次のマークを活用しつつ、3つのPR活動を実施してください。
- ・電子データは〔別途〕提供させていただきます。



【紀州材ロゴマーク】



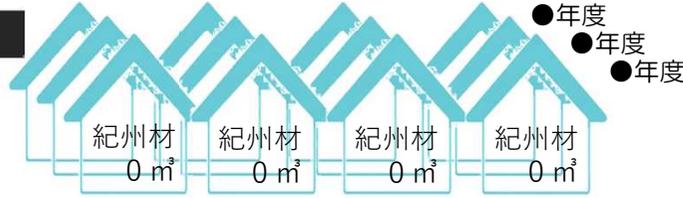
【和歌山県PRキャラクター「きいちゃん」】

〔PR項目〕

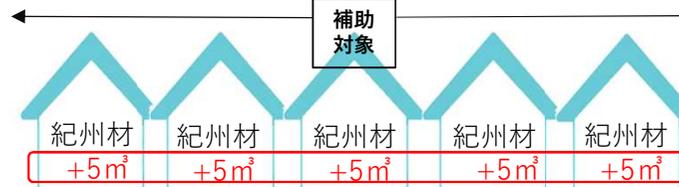
- (1) 自社のホームページやパンフレット等で、紀州材をPRしてください。
- (2) 内覧会を補助の対象物件で1回以上開催し、紀州材をPRしてください。
- (3) 建設現場では、懸垂幕や看板等を用いて、紀州材をPRしてください。

新規（紀州材の使用実績が無い工務店等）

例



●過去3年間の紀州材の使用量合計が0m³



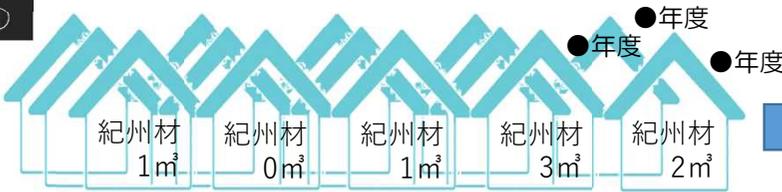
●1棟あたり5m³の紀州材を新規に使用し、5棟以上建築

(別紙：補助対象の考え方)

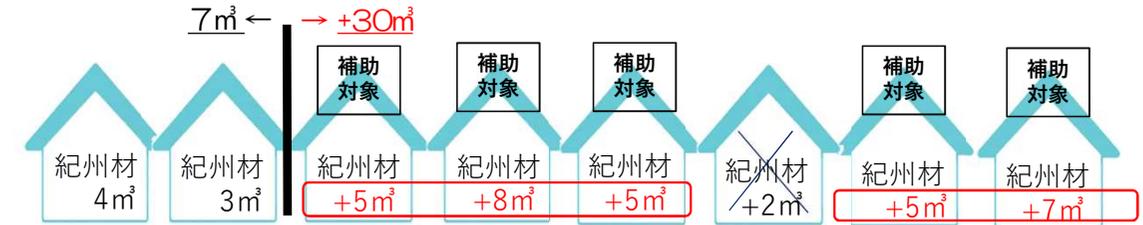
□：補助対象となる紀州材

既存（紀州材の使用実績がある工務店等）

例①

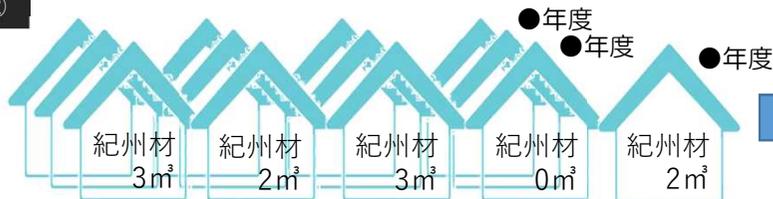


●過去3年間の紀州材の使用量合計は21m³
●平均使用量は7m³(使用量合計21m³÷3年=7m³)

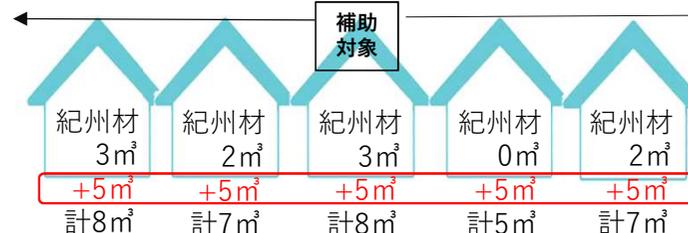


●過去3年間の平均使用量7m³より、25m³以上増加させ、新規に30m³の紀州材を使用
●補助対象の住宅は、平均使用量7m³を超えた住宅より対象
●1棟あたり5m³以上を使用し、5棟以上を建築

例②

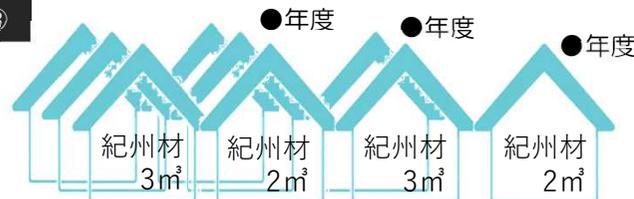


●過去3年間の紀州材の使用量合計は30m³
●平均使用量は10m³(使用量合計30m³÷3年=10m³)

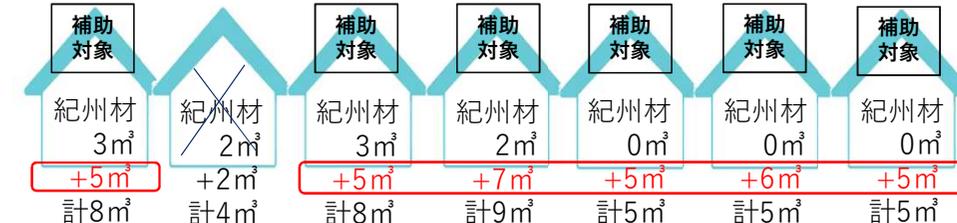


●過去3年間の平均使用量10m³より、25m³以上増加させ、新規に25m³の紀州材を使用
●1棟あたり5m³以上を使用し、5棟以上を建築

例③



●過去3年間の紀州材の使用量合計30m³
●平均使用量は10m³(使用量合計30m³÷3年=10m³)



●過去3年間の平均使用量10m³より、25m³以上増加させ、新規に33m³の紀州材を使用
●1棟あたり5m³以上を使用し、5棟以上を建築

第3ステップ

2. 補助金申込書の提出

■ 申込書とは？

「紀州材利用計画書」が承認されましたら、補助事業に着手するまでに「紀州材攻めの販路開拓支援事業申込書」を県に提出してください。

補助事業への着手は、申込書を提出し、知事から「承認書」が届いてからとしてください。

承認をもって、申請者への補助金（予算枠）の割り当てが確定となりますが、最終的な額の確定は、事業実施後となりますので、十分ご注意ください。

3. 申込書の受付

■ 受付の順番は？

申込書の受付は、先着順とし、申込額が予算に達した時点で受付を終了します。

なお、申込書提出後の補助金の増額変更は、認められませんので、ご注意ください。

別記第3号様式（第5関係）

紀州材攻めの販路開拓支援事業申込書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

年度紀州材攻めの販路開拓支援事業を実施したいので、紀州材攻めの販路開拓支援事業補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて提出します。

なお、紀州材攻めの販路開拓支援事業補助金交付要綱の内容を了解の上、提出します。

（関係書類）

1. 紀州材利用計画承認書（写）
2. 事業計画書
3. 誓約書
4. 役員名簿
5. 建築確認済証（写）
6. 建築工事届出書（写）
7. 契約書（写）
8. 設計図（付近見取図、配置図及び各階平面図）（写）

※ 5、6、7については該当するいずれかの書類を提出すること。
また、建築主名は黒塗りし、読み取れないものとする。

第3ステップ

4. 補助金申込書に必要な書類

■補助金の申し込みに必要な書類は、次の6点です。

- ①申込書（第3号様式）
 - ②事業計画書（第4号様式）
 - ③誓約書（第5号様式）
 - ④役員名簿（第6号様式）
 - ⑤紀州材利用計画承認書の写し
 - ⑥建築確認済書等の写し
 - ⑦建築工事届出書(受理済等)の写し
 - ⑧契約書の写し
 - ⑨設計図（付近見取図、配置図及び各階平面図）
- ⑥⑦⑧はいずれかを提出
建築主名は黒塗り

5. 誓約書

■誓約書の内容確認

申込みにあたっては、誓約書にある各事項を十分理解したうえで、提出してください。

別記第3号様式（第5関係）

紀州材攻めの販路開拓支援事業申込書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

年度紀州材攻めの販路開拓支援事業を実施したいので、紀州材攻めの販路開拓支援事業補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて提出します。

なお、紀州材攻めの販路開拓支援事業補助金交付要綱の内容を了解の上、提出します。

（関係書類）

1. 紀州材利用計画承認書（写）
2. 事業計画書
3. 誓約書
4. 役員名簿
5. 建築確認済証（写）
6. 建築工事届出書（写）
7. 契約書（写）
8. 設計図（付近見取図、配置図及び各階平面図）（写）

※ 5、6、7については該当するいずれかの書類を提出すること。
また、建築主名は黒塗りし、読み取れないものとする。

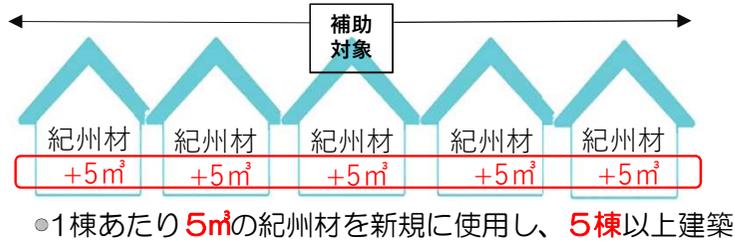
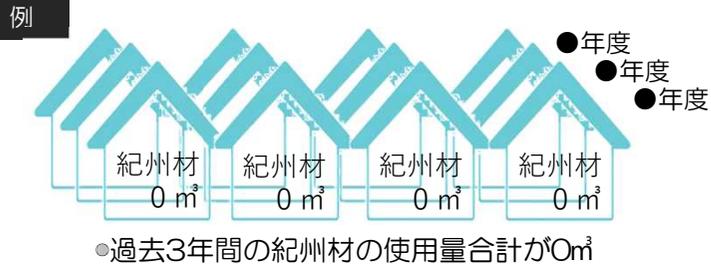
第3ステップ

 : 補助対象となる紀州材

6. 計画書及び実績報告の記載 (例)

別紙「補助対象の考え方」

新規 (紀州材の使用実績が**無い**工務店等)



令和3年度紀州材攻めの販路開拓支援事業計画書

1. 建築計画の概要

番号	工種	建築場所	着工 (年月)	木材使用材積		内覧会 (有・無)	懸垂 幕等 (有・無)	補助 金額	
				(内)紀州材使用量					
				既存	新規				
1	新築	●●県●市●●	R3.6	20 m³	0 m³	5 m³	無	有	60,000円
2	新築	●●都●区●●	R3.6	22 m³	0 m³	5 m³	無	有	60,000円
3	新築	●●都●区●●	R3.8	18 m³	0 m³	5 m³	有	有	60,000円
4	新築	●●都●区●●	R3.9	20 m³	0 m³	5 m³	有	有	60,000円
5	新築	●●都●区●●	R3.10	18 m³	0 m³	5 m³	無	有	60,000円
計				98 m³	0 m³	25 m³	2回	5回	300,000円

2. 紀州材のPR計画

開始時期 (年月)	実施内容
R3年6月	自社ホームページにて「きいちゃん」を活用しながら紀州材をPR

3. 補助金交付申請額

補助金交付申請額(円)
300,000円

第3ステップ

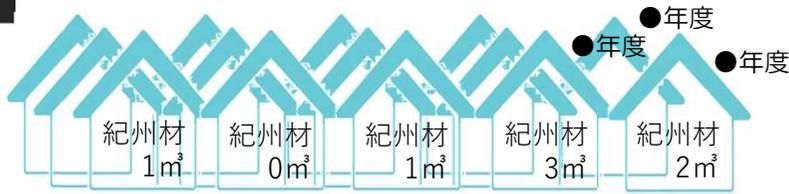
 : 補助対象となる紀州材

6. 計画書及び実績報告の記載 (例)

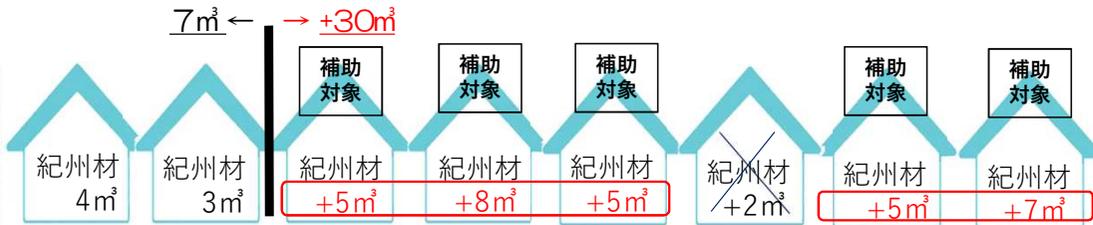
■別紙「補助対象の考え方」

既存（紀州材の使用実績が**有る**工務店等）

例①



- 過去3年間の紀州材の使用量合計は21m³
- 平均使用量は7m³(使用量合計21m³÷3年=7m³)



- 過去3年間の平均使用量7m³より、**25m³**以上増加させ、**新規に30m³**の紀州材を使用
- 補助対象の住宅は、平均使用量7m³を超えた住宅より対象
- 1棟あたり5m³以上を使用し、5棟以上を建築



令和3年度紀州材攻めの販路開拓支援事業計画書

1. 建築計画の概要

番号	工種	建築場所	着工(年月)	木材使用材積		内覧会 (有・無)	懸垂幕等 (有・無)	補助金額	
				(内)紀州材使用量					
				既存	新規				
1	増改	●●県●市●●	R3.6	20 m³	4 m³	0 m³	無	有	0円
2	新築	●●都●区●●	R3.6	20 m³	3 m³	0 m³	無	有	0円
3	新築	●●都●区●●	R3.8	22 m³	0 m³	5 m³	無	有	60,000円
4	増改	●●都●区●●	R3.9	18 m³	0 m³	8 m³	無	有	60,000円
5	増加	●●都●区●●	R3.12	20 m³	0 m³	5 m³	無	有	60,000円
6	新築	●●都●区●●	R3.12	20 m³	0 m³	2 m³	無	有	0円
7	新築	●●都●区●●	R4.1	20 m³	0 m³	5 m³	無	有	60,000円
8	新築	●●都●区●●	R4.1	18 m³	0 m³	7 m³	有	有	60,000円
計				98 m³	7 m³	32 m³	1回	8回	300,000円

2. 紀州材のPR計画

開始時期(年月)	実施内容
R3年8月	会社パンフレットに紀州材のPR記事を掲載

3. 補助金交付申請額

補助金交付申請額(円)
300,000円

第3ステップ

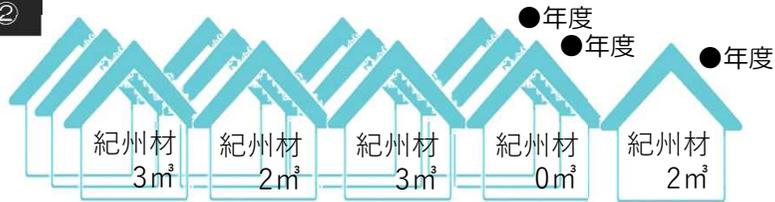
 : 補助対象となる紀州材

6. 計画書及び実績報告の記載 (例)

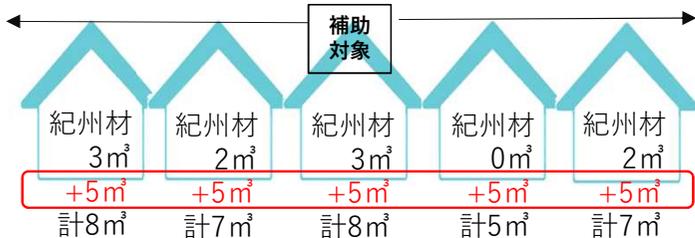
別紙「補助対象の考え方」

既存（紀州材の使用実績が**有る**工務店等）

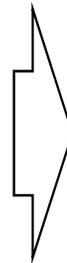
例②



- 過去3年間の紀州材の使用量合計は30m³
- 平均使用量は10m³（使用量合計30m³÷3年=10m³）



- 過去3年間の平均使用量10m³より、**25m³**以上増加させ、**新規に25m³**の紀州材を使用
- 1棟あたり5m³以上を使用し、5棟以上を建築



令和3年度紀州材攻めの販路開拓支援事業計画書

1. 建築計画の概要

番号	工種	建築場所	着工 (年月)	木材使用材積		内覧会 (有・無)	懸垂 幕等 (有・無)	補助 金額	
				(内)紀州材使用量					
				既存	新規				
1	新築	〇〇都〇区〇〇	R3.5	18m ³	3m ³	5m ³	無	有	60,000円
2	新築	〇〇都〇区〇〇	R3.7	25m ³	2m ³	5m ³	無	有	60,000円
3	新築	〇〇都〇区〇〇	R3.7	16m ³	3m ³	5m ³	無	有	60,000円
4	新築	〇〇都〇区〇〇	R3.8	16m ³	0m ³	5m ³	無	有	60,000円
5	新築	〇〇都〇区〇〇	R3.11	20m ³	2m ³	5m ³	有	有	60,000円
計				95m ³	10m ³	25m ³	1回	5回	300,000円

2. 紀州材のPR計画

開始時期 (年月)	実施内容
R3年7月	HP及びパンフレットに紀州材のPR記事を掲載

3. 補助金交付申請額

補助金交付申請額(円)
300,000円

第4ステップ

1. 交付申請書の提出

■全ての事業が完了したら、補助金交付申請書（第7条関係）に、次の8点の書類を添付して提出してください。

- ①実績報告書（第8号様式）
- ②紀州材認証システム実施要綱に基づく紀州材証明証の写し（原本証明に注意）
- ③紀州材納品書の写し
- ④設計図（配置図及び各階平面図）の写し
- ⑤建築現場の写真（①施工前、②施工中(棟上げ時は必須)、③補助対象完成後、懸垂幕等施工状況）
- ⑥ホームページ等での紀州材のPR実績(印刷物)
- ⑦内覧会の開催実績(案内チラシ及び実施状況写真等)
- ⑧申込承認書の写し
- ⑨通帳の写し

②～⑦
は各現場ごとに整理

【提出期限：3月10日必着】

2. ポイント

■書類の整理

- 上記②～⑧の書類は、各現場ごとに必要です。
- 提出時には、②～⑧を各現場ごとに整理（1セット）として提出してください。

第7関係

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

年度紀州材攻めの販路開拓支援事業補助金交付申請書

年度において、標記補助金の交付を受けたいので、補助金 円の交付について、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

（補助金の振込先口座）

※申請者名義の口座とすること。

- 銀行名・支店名：
- 口座種別：
- 口座番号：
- （フリガナ）：
- 口座名義人：

※通帳の写し（上記の内容が全て確認できるページ）を添付すること。

（関係書類）

※補助金の交付申請に添付が必要な書類

1. 実績報告書（別記第8号様式）
2. 紀州材認証システム実施要綱に基づく紀州材証明書（写）
3. 紀州材納品書（写）
4. 設計図（配置図及び各階平面図）（写）
5. 写真(①施工前、②施工中(棟上げ時は必須)、③補助対象完成後、④懸垂幕等施工状況)
6. 自社ホームページ等での紀州材のPR実績（PR実績がわかる印刷部等）
7. 内覧会の開催実績（案内チラシ及び実施状況の写真等）
8. 申込承認書（写）

※2, 3, 4, 5については、補助対象とする建築現場ごとに整理し提出すること。

※紀州材証明書は、紀州材が紀州材証明者から建築事業者に達するまでの取引において、複数者が関与する場合は、その取引ごとに原本証明(印鑑不要)したものとする。
※和歌山県が、紀州材の普及に繋がると判断した場合には、その普及活動に設計図面や写真等を使用することができる。

第4ステップ

3. 補助金の振込先口座

■振込口座とは？

補助金交付申請書にある振込先口座とは、補助金を振り込む際の口座です。

口座は、必ず申請者名義の口座とし、次の内容が全て確認できるページの写しを提出してください。

- ①銀行名・支店名
- ②口座種別
- ③口座番号
- ④（フリガナ）
- ⑤口座名義人

※写しは①～⑤が確実に映ったものとしてください。
※1項目でも欠落した場合は入金できません。

4. 請求書の提出

■県から「額の確定通知（第9号様式）」が届きましたら、補助金額が確定したことになりますので「請求書(規則第16条関係)」を提出してください。

規則第16条関係

年度紀州材攻めの販路開拓支援事業補助金交付請求書

金 円他

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった紀州材攻めの販路開拓支援事業について、和歌山県補助金等交付規則第16条の規定により上記のとおり請求します。

年 月 日

和歌山県知事 様

(請求者)
住所
氏名(法人等にあっては名称及び代表者氏名)

1. 関係書類のダウンロード

- 本資料・要綱・各様式は、県庁林業振興課のホームページからダウンロードが可能です。



〔林業振興課HP〕

2. 書類の提出先 及び お問い合わせ先

- 宛先 和歌山県 農林水産部 森林・林業局 林業振興課 木材産業班 あて
- 住所 〒640-8269 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- 電話 073-441-2968 (直通)
- FAX 073-433-1037
- メール e0706001@pref.wakayama.lg.jp



紀州村

強さ抜群